

# 平成29年度経営指導員等統一採用試験実施要領

宮崎県経営指導員等人事管理委員会

## 1 職種、採用人員及び職務内容

### (1) 職種

県内の商工会議所、宮崎県商工会連合会（県内の商工会を含む。）及び宮崎県中小企業団体中央会に勤務する経営指導員及び経営指導員研修生

### (2) 採用人員

4名程度

### (3) 職務内容

経営指導員は、商工業者の経営、経理、税務及び労務等に関する相談及び指導を行います。経営指導員研修生は1年間の研修期間を経て、経営指導員になります。

※ 経営指導員と経営指導員研修生の採用区分は、最終学歴、経営実務等の経験年数、年齢等により行います。

## 2 給 与

給与は、給料のほか通勤手当、扶養手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

【参考】 大学新卒 178,200円（※平成29年4月1日採用）

## 3 試験の日時・会場

### (1) 一次試験

① 日 時 平成29年9月28日（木）9：20～

② 会 場 KITENビル 8階 会議室（宮崎市錦町1番10号）

### (2) 二次試験（一次試験合格者のみ）

① 日 時 平成29年10月23日（月）9：00～

② 会 場 KITENビル 8階 会議室（宮崎市錦町1番10号）

## 4 試験科目・時間

	月 日	科 目 等	時 間 割	内 容
一 次 試 験	9月 28日 (木)	受 付	9:00～ 9:20	
		オリエンテーション	9:20～ 9:40(20分)	
		一般教養	9:40～10:40(60分)	一般教養
		専 門	10:50～11:50(60分)	経済、経営、法律（憲法、民法、商法、労働法）等の基礎知識
二 次 試 験	10月 23日 (月)	小論文	9:00～10:20(80分)	1, 200字程度
		個人面接	10:30～	経営指導員としての適性判定 1人15分程度

## 5 応募資格

### (1) 経営指導員

学校教育法における高等学校以上を卒業した者であって、次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校卒業者は最近7年のうち5年以上の経営実務等の経験年数
- ② 短期大学又は高等専門学校卒業者は最近5年のうち3年以上の経営実務等の経験年数
- ③ 大学を卒業した者は最近5年のうち2年以上の経営実務等の経験年数
- ④ 公認会計士、公認会計士補、税理士、中小企業診断士の有資格者  
(※経験年数は、一次試験日の属する月の前月末日までを通算する)

### (2) 経営指導員研修生

- ① 年齢：満28歳未満（平成29年4月1日現在）
- ② 学歴等：学校教育法における大学卒業以上（平成30年3月卒業見込みの者含む。）  
または、商工会、商工会議所、宮崎県商工会連合会もしくは宮崎県商工会議所連合会に所属している職員で2年以上業務に従事している者

### (3) 上記(1)又は(2)に該当する者で、普通自動車免許（AT限定可）取得者（平成30年3月31日までに取得見込者含む）

※応募資格を有する者でも、次のうちいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 6 応募の手続き等

### (1) 提出書類（※応募書類は返却しません。）

- ① 受験申込書（指定様式）
- ② 学校教育法による学校の最終の卒業証明書又は卒業見込証明書  
※卒業証明書等は申込時3か月以内に発行されたものに限る。
- ③ 返信用封筒2通（受験票送付と合否通知用に使用）  
※定型封筒 [長形3号 120mm×235mm] に住所、氏名を記入し82円切手貼付
- 一次試験合格後に、健康診断書（病院、診療所又は保健所作成）を提出

### (2) 提出先

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 K I T E Nビル 7階  
宮崎県商工会議所連合会内 宮崎県経営指導員等人事管理委員会事務局  
電話：0985-22-2161

※受験申込書等は郵送により提出してください。提出の際は、封筒の表に「受験申込書」と朱書きし、裏側に住所、氏名を明記し、郵便局の窓口で簡易書留郵便とし、窓口で交付される「書留郵便物受領証」を、受験票が到着するまで保管しておいてください。

### (3) 提出期限

平成29年9月8日（金）必着

### (4) 受験票の送付

書類審査の上、適格者と見込まれる方に対し、「受験票」を送付します。

### (5) 合格から採用まで

- ・ 一次試験の可否を文書で通知し、合格者に対してのみ二次試験の案内を行います。
- ・ 二次試験合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- ・ 各商工団体（商工会議所、商工会連合会等、中小企業団体中央会）は、この名簿の中から採用者を決定します。（※名簿に登載されても採用されない場合があります。）
- ・ この名簿からの採用は、平成30年4月1日以降です。